

令和2年

# 泉州南消防組合議会第1回定例会会議録

令和2年2月10日 開会

令和2年2月10日 閉会

泉 州 南 消 防 組 合 議 会

# 令和2年 泉州南消防組合議会第1回定例会会議録

## 目 次

---

○第1日（令和2年2月10日）（月）	
○議事日程	1
○出欠議員	1
○説明員職員氏名	1
○職務のために出席した職員氏名	2
○本会議の会議事件	2
○会議録署名議員	2
○開会・開議	2
○議席の指定	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○監査報告第8～13号・第1号上程	3
○議員発議第1号上程	4
議会議長の辞職許可について	4
西野議員挨拶	5
○選挙第1号上程	5
議会議長の選挙について	5
指名推選	5
南議長挨拶	6
○議員発議第2号上程	6
議会副議長の辞職許可について	6
二見議員挨拶	7
○選挙第2号上程	7
議会副議長の選挙について	7
指名推選	7
小川副議長挨拶	8
○議案第1号上程	8
監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについて	8
水野管理者・提案説明	9
質疑	9
討論	9
採決	9
二神監査委員（議会選出）挨拶	10
○議案第2号上程	10

泉州南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について .....	10
大西消防長・提案説明 .....	10
質疑 .....	10
討論 .....	11
採決 .....	11
○議案第3号上程 .....	11
泉州南消防組合会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定について .....	11
大西消防長・提案説明 .....	11
質疑 .....	13
討論 .....	13
採決 .....	13
○議案第4号上程 .....	13
泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について .....	13
大西消防長・提案説明 .....	13
質疑 .....	14
討論 .....	14
採決 .....	14
○議案第5号上程 .....	15
令和2年度泉州南消防組合一般会計予算 .....	15
大西消防長・提案説明 .....	15
質疑 .....	16
討論 .....	20
採決 .....	20
○議員発議第3号上程 .....	21
議会運営委員会委員の選任について .....	21
○閉会 .....	21

泉州南消防組合議会第1回定例会第1日

(2月10日)

# 令和2年 泉州南消防組合議会第1回定例会（第1日）

令和2年2月10日（月）

## ○第1日の議事日程

日程第 1			議席の指定について
日程第 2			会議録署名議員の指名について
日程第 3			会期の決定について
日程第 4	監査報告	第8～13号	監査結果報告について
	〃	第 1 号	

○

（追加日程）

日程第 5	議員発議	第 1 号	議会議長の辞職許可について
日程第 6	選 挙	第 1 号	議会議長の選挙について
日程第 7	議員発議	第 2 号	議会副議長の辞職許可について
日程第 8	選 挙	第 2 号	議会副議長の選挙について
日程第 9	議 案	第 1 号	監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについて

○

日程第 10	議 案	第 2 号	泉州南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
日程第 11	〃	第 3 号	泉州南消防組合会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
日程第 12	〃	第 4 号	泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 13	〃	第 5 号	令和2年度泉州南消防組合一般会計予算
日程第 14	議員発議	第 3 号	議会運営委員会委員の選任について

## ○議員定数15名

出席議員14名

二見 裕子	河合 弘樹	小川 雄司	射場 隆裕
奥野 学	反保 多喜男	西野 辰也	大和屋 貴彦
南 良徳	金子 健太郎	堀口 和弘	二神 勝
中谷 清豪	山本 守		

欠席議員 1名

中村 哲夫

## ○説明員職員

管理者	水野 謙二	副管理者	千代松 大耕	副管理者	竹中 勇人
-----	-------	------	--------	------	-------

副管理者	藤原敏司	副管理者	栗山美政	副管理者	田代堯
会計管理者	山本雅清	消防長	大西保	消防次長	寒川徹
理事	峯和弘	総務部長	田中豊稔	泉佐野署長	中川康
泉南署長	岸野義範	阪南署長	山田敏一	熊取署長	芝野太一
岬署長	泥谷孝	総務課長	南川智春	管理課長	森本弘昭
予防課長	山本裕一	警備課長	山出谷浩志	指揮司令課長	松浦治人

○職務のために出席した職員

書記長 北谷 守 書記 尾上昌明 担当職員 中川誠志

○本会議の会議事件

- ◇監査結果報告について
- ◇議会議長の辞職許可について
- ◇議会議長の選挙について
- ◇議会副議長の辞職許可について
- ◇議会副議長の選挙について
- ◇監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについて
- ◇泉州南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
- ◇泉州南消防組合会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- ◇泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ◇令和2年度泉州南消防組合一般会計予算
- ◇議会運営委員会委員の選任について

○地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員

奥野 学 大和屋 貴彦

会 議 の て ん ま つ

開会（午前10時11分）

書記長（北谷 守君）皆様、おはようございます。

議会開会に先立ちまして、ご報告申しあげます。

ご発言時の注意事項といたしまして、お手数ですが、ご起立の上、お手元のマイクのスイッチを入れていただき、ご発言が終わりましたら、再度スイッチを押して切断していただき、ご着席頂きますようお願いいたします。

議長（西野辰也君）皆さん、おはようございます。

今日はどうも、朝からちょっと市内のほうまで行ってしまして、遅参しまして申し訳ございませんでした。

それでは、ただいまより令和2年泉州南消防組合議会第1回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、議員定数15名中、出席議員14名でありますので、議会は成立します。

なお、中村哲夫議員より欠席の提出届出がありましたのでご報告いたします。

---

議長（西野辰也君）それでは、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元の一覧表のとおりであります。

---

議長（西野辰也君）まず、日程第1、議席の指定についてを議題といたします。

議席の指定につきましては、ただいま着席のと通りの議席を指定したいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西野辰也君）ないようでございますので、さよう決定いたしました。

---

議長（西野辰也君）次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

泉州南消防組合議会会議規則第68条の規定により、本会の会議録署名議員として、奥野学君、大和屋貴彦君の両名を指名いたします。

よろしく願いいたします。

---

議長（西野辰也君）次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西野辰也君）異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

議長（西野辰也君）次に、日程第4、監査報告第8号から第13号及び第1号までの監査結果報告についてを議題といたします。

この報告につきまして、質疑ございませんか。

小川議員。

議員（小川雄司君）おはようございます。

この監査結果の報告の中で、監査の結果で4つありまして、書類作成による軽微な不備、それから備品管理について未登録がないように、登録、未登録があるということですね。文書管理について統一した基準により管理されたい、こんなのはいいんですけれども、あと、4番目の公金外現金について厳格に保管し、適正な管理に努められたいというのありまして、公金外現金というのが存在するというようなので、その辺はどんなふうなことになっているのでしょうか。ご報告頂けませんか。

議長（西野辰也君）峯理事。

理事（峯和弘君）議員さんご質問の公金外現金の種類でございますが、各署課で保管しておりました消防の本会計以外の、例えば婦人消防クラブとか防火協会等の公金を、事務局としまして各課・消防署で保管しているものでございます。

議長（西野辰也君）小川議員。

議員（小川 雄司君）それについて、適正な管理ということでは大いにあるんですが、現状、今、その管理に不備があるということでしょうか。

議長（西野 辰也君）峯理事。

理事（峯 和弘君）保管方法につきましては、定期監査の現地での結果によりまして、鍵のかかる金庫とか、そういうふうなところに保管していないとか、鍵の保管の方法が曖昧といえますか、適正に管理しておらなかったところが一部あったということでございます。

議長（西野 辰也君）了承しました。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西野 辰也君）ないようでございますので、以上で監査結果報告を終わります。

---

議長（西野 辰也君）暫時休憩いたします。

休憩（午前10時16分）

（西野 辰也君 退場）

---

再開（午前10時17分）

副議長（二見 裕子君）それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

副議長（二見 裕子君）ただいま、議長、西野 辰也君より議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。

この際、議会議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（二見 裕子君）異議なしと認めます。

よって、日程第5、議員発議第1号 議会議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

この場合、地方自治法第117条の規定により、西野 辰也君が除斥されております。

辞職願を事務局に朗読させます。

書記長（北谷 守君）それでは、命によりまして、辞職願を朗読させていただきます。

辞職願。

今般、議会の申合せにより、議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願いいたします。

令和2年2月10日。

議会議長、西野 辰也。

議会副議長、二見 裕子 殿。

以上でございます。

副議長（二見 裕子君）お諮りいたします。

西野 辰也君の議長の辞職を許可することに賛成の方は挙手願います。



(挙手全員)

副議長(二見裕子君) 挙手全員であります。

よって、西野辰也君の議長の辞職は許可されました。

除斥者の入場を求めます。

(西野辰也君 入場)

副議長(二見裕子君) ただいま議長の辞職が許可されました。

この場合、西野辰也君より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

西野辰也君。

議員(西野辰也君) 貴重なお時間を頂きまして、議長退任に際してのお礼のご挨拶をさせていただきます。

昨年の泉州南消防組合議会臨時会におきまして、消防組合議会議長に就任させていただき、この間、議員の皆様、そして理事者の皆様のおかげをもちまして、議会運営を滞りなくさせていただきました。誠にありがとうございました。

今後は、消防組合議会議員として、3市3町の消防広域行政発展のため、また地域住民サービスの向上に努めていく所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

本当にありがとうございました。

---

副議長(二見裕子君) ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、選挙第1号 議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(二見裕子君) 異議なしと認めます。

よって、日程第6、選挙第1号 議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(二見裕子君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

なお、指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(二見裕子君) 異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に南 良徳君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長において指名いたしました南 良徳君を議長の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(二見裕子君)異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました南良徳君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました南良徳君が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

この際、南良徳君より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

南良徳君。

議長(南良徳君)発言のお許しを得ましたので、議長就任のご挨拶を申し上げます。

ただいま議員皆様方のご推挙を頂きまして、消防組合議会議長に就任させていただくことになりました。この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

今後は、消防組合議会運営につきまして、皆様方のご指導、ご鞭撻を頂きながら、この大役を果たしたく存じます。皆様方の温かいご協力を申し上げますとともに、当消防組合の更なる発展を祈念申し上げまして、簡単措辞ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

副議長(二見裕子君)以上をもって、私の議長としての職務が終了いたしましたので、これより議長を交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

---

議長(南良徳君)暫時休憩いたします。

休憩(午前10時24分)

(二見裕子君 退場)

---

再開(午前10時25分)

議長(南良徳君)休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

議長(南良徳君)ただいま、副議長、二見裕子君より副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議会副議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(南良徳君)異議なしと認めます。

よって、日程第7、議員発議第2号 議会副議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

この場合、地方自治法第117条の規定により、二見裕子君が除斥されております。

辞職願を事務局に朗読させます。

書記長。

書記長(北谷守君)それでは、命によりまして、辞職願を朗読させていただきます。

辞職願。

今般、議会の申合せにより、議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

令和2年2月10日。

議会副議長、二見裕子。

議会議長、南 良徳 殿。

以上でございます。

議長（南 良徳君）お諮りいたします。

二見裕子君の副議長の辞職を許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（南 良徳君）挙手全員であります。

よって、二見裕子君の副議長の辞職は許可されました。

除斥者の入場を認めます。

（二見裕子君 入場）

議長（南 良徳君）ただいま副議長の辞職が許可されました。

この場合、二見裕子君より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

二見裕子議員。

議員（二見裕子君）それでは、貴重なお時間を頂戴いたしまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

昨年5月に消防組合議会副議長に推挙をしていただき、議員各位、また理事者の皆様にご協力を頂き、つつがなく職務を全うすることができましたこと、この場をお借りしてお礼を申しあげます。

今後は、この間の様々な経験を基に、消防組合議会議員として、地域の住民の安心・安全に努めてまいりますので、今後ともよろしくお願ひ申しあげまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

---

議長（南 良徳君）ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、選挙第2号 議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思ます。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南 良徳君）異議なしと認めます。

よって、日程第8、選挙第2号 議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思ます。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(南 良 徳君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

なお、指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(南 良 徳君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に小 川 雄 司君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました小 川 雄 司君を副議長の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(南 良 徳君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小 川 雄 司君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました小 川 雄 司君が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

この際、小 川 雄 司君より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

小 川 雄 司副議長。

副議長(小 川 雄 司君) 発言の許可を頂きましたので、一言、副議長就任のご挨拶をさせていただきます。

ただいま議長から指名を頂きました小川でございます。もとより微力ではございますけれども、皆様方のご協力、そしてご指導を頂きながら、当消防組合議会副議長の職務を全うしてまいりたいと思えます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

議長(南 良 徳君) 暫時休憩いたします。

休憩(午前10時30分)

---

再開(午前10時31分)

議長(南 良 徳君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

議長(南 良 徳君) ただいま議会選出の監査委員、金子 健太郎君より監査委員の辞職願が提出され、受理された報告があり、議会選出の監査委員が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議案第1号 監査委員(議会選出)選任についての同意を求めることについてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(南 良 徳君) 異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第1号 監査委員(議会選出) 選任についての同意を求めることについてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、二 神 勝君の除斥を願います。

(二 神 勝君 退場)

議長(南 良 徳君) 提案者の説明を求めます。

水野管理者。

管理者(水 野 謙 二君) それでは、議案第1号 監査委員(議会選出) 選任についての同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申しあげ、議員各位のご同意を賜りたく存じます。

今回、組合議会議員選出の監査委員といたしまして、二 神 勝議員さんをお願い申しあげたいと存じます。

二神議員さんは、阪南市議会より本消防組合議会へ選出されました議員さんで、住所は阪南市緑ヶ丘1丁目23番13号、昭和41年10月26日生まれの現在53歳でございます。

平成13年9月に阪南市議会の議員に初当選され、これまで、議長をはじめとし、副議長、監査委員、各委員会の委員長、副委員長を歴任され、昨年10月の阪南市議会の臨時会において議長に就任されるなど、阪南市政の推進にご尽力をされているところでございます。

さらに、平成27年には本消防組合議会の議長にも就任されており、消防組合行政についても精通なされておられます。

このように、二神議員さんは人格・識見とも優れた議員さんでございますので、本消防組合の監査委員といたしましてはまさに適任者であろうと考えまして、ご提案を申しあげる次第でございます。

よろしく審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(南 良 徳君) これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(南 良 徳君) ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(南 良 徳君) ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

監査委員に二 神 勝君を選任同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(南 良 徳君) 挙手全員であります。

よって、監査委員に二 神 勝君を選任同意することに決定いたしました。

除斥者の入場を認めます。

(二 神 勝君 入場)

議長(南 良 徳君) ただいま監査委員の選任が同意されました。

この際、二神 勝君より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

二神監査委員。

監査委員（二神 勝君）発言のお許しを得ましたので、一言監査委員就任のご挨拶を申し上げます。

ただいま監査委員の選任同意を頂きました二神でございます。

今後は、泉州南消防組合の監査委員として、厳正かつ公平に職務を全うしてまいりたいと考えてございます。つきましては、議員各位のご協力をお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、監査委員就任のご挨拶に代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。

---

議長（南 良 徳君）次に、日程第10、議案第2号 泉州南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

大西消防長。

消防長（大西 保君）それでは、議案第2号 泉州南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について、ご説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

地方公務員法の改正により、職員のうち非常勤特別職については、任用が専門的知識経験を有するものに制限され、事務補助などを行う職員にあっては、一般職の非常勤職員としてフルタイムとパートタイムに区分し、会計年度任用職員として任用を行うこととなりました。

それに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について規定するため、本条例を制定するものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条は、趣旨を規定しています。

第2条は、給与の種類の規定となっており、第1項はフルタイム会計年度任用職員、第2項はパートタイム会計年度任用職員の給与などの種類を規定しています。

第3条から第7条に関しましては、フルタイム会計年度任用職員の給与及び手当関係を規定しており、給料は7ページから12ページに記載の給料表とすること、手当の取扱いについては泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の例によることを規定しています。

続きまして、3ページ、第8条から、6ページ、第17条には、パートタイム会計年度任用職員の給与、各種報酬、手当、費用弁償関係を規定しています。

7ページをご覧ください。

第18条は補則として、本条例に定めるもののほか、給与の支給方法その他取扱いについては泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の例によること、本条例の施行に関し必要な事項は管理者が定めることを規定しています。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものとしております。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南 良 徳君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

二見議員。

議員（二見裕子君）すみません。少し教えていただきたいんですが、フルタイムの会計年度職員とパートタイムの会計年度職員というふうに分かれて人数がいらっしゃるかなと思うんですが、この4月1日時点での人数を教えていただきたいのと、あと、人件費としてどのぐらい増えるのかというところも教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（南良徳君）南川総務課長。

総務課長（南川智春君）それでは、議員の質問にお答えさせていただきます。

平成31年4月1日時点から、非常勤のパートを含めた職員さんはゼロでございます。よって、予算に反映する部分もゼロというところでございます。

以上です。

議長（南良徳君）ほかにございませんか。

小川議員。

議員（小川雄司君）今のお話ですと、確認ですが、フルタイムも時間ごとのパートタイムもゼロと。現状ですね。新たに採用の予定は、当該年度、2020年度、令和2年はあるんですか。

議長（南良徳君）南川総務課長。

総務課長（南川智春君）現在もゼロでございますが、令和2年度以降の採用の予定もございません。

議長（南良徳君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南良徳君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南良徳君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第2号 泉州南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（南良徳君）挙手全員であります。

よって、議案第2号 泉州南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定については、原案どおり可決されました。

---

議長（南良徳君）次に、日程第11、議案第3号 泉州南消防組合会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

大西消防長。

消防長（大西保君）それでは、議案第3号 泉州南消防組合会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書13ページをお開き願います。

また、議案書別冊で、改正条例の新旧対照表 1 ページから14ページも併せてご覧頂きますようお願い申し上げます。

本条例は、先ほどご審議頂きました議案第 2 号 泉州南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定に伴うものなど、改正を必要とする 9 本の条例の改正を行うため、制定するものでございます。

それでは、制定条文に沿ってご説明申し上げます。

第 1 条は、泉州南消防組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例を改正するもので、改正内容については、休職の効果の条文に、会計年度任用職員の休職期間については任命権者が定める旨の規定を追加するものでございます。

第 2 条は、泉州南消防組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例を改正するもので、改正内容については、減給の効果の条文に、減給する金額にパートタイム会計年度任用職員の基本報酬額を追加するものでございます。

第 3 条は、泉州南消防組合職員の勤務時間に関する条例を改正するもので、改正内容については、勤務時間及び勤務を要しない日及び勤務時間の割り振りの条文に、パートタイム会計年度任用職員の規定をそれぞれ追加し、勤務を要しない日の振替の条文に、パートタイム会計年度任用職員を除く旨を追加し、時間外勤務代休時間の条文に、時間外勤務報酬に代わり、代休時間を割り振ることができる旨を追加するものでございます。

次に、議案書14ページ、第 4 条は、泉州南消防組合職員の休日及び休暇に関する条例を改正するもので、改正内容については、休暇の条文を会計年度任用職員制度の導入に伴い、普通有給休暇の付与を暦年から年度に変更するものとし、所要の改正を行うものと併せて、対象となる職員にパートタイム会計年度任用職員を追加し、また、介護休暇及び介護時間休暇の取得に係るパートタイム会計年度任用職員の取得条件並びに報酬の減額についての規定を追加するものでございます。

次に、議案書15ページ、第 5 条は、泉州南消防組合職員の育児休業等に関する条例を改正するもので、改正内容については、期末手当の支給の条文に、期末手当基準日に育児休業をしている職員のうち、前六月以内に勤務した期間のある期末手当支給対象職員の範囲にフルタイム会計年度任用職員を追加し、勤勉手当支給対象職員の範囲から会計年度任用職員を除き、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整の条文に、会計年度任用職員を対象から除き、部分休業の条文に、給与額の減額について、会計年度任用職員にも適用する旨の規定を追加するものでございます。

第 6 条は、泉州南消防組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を改正するもので、改正内容については、別表 9 の項中、「嘱託員及びこれら」を「顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者」に改めるもので、地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号の規定と整合を図るものでございます。

第 7 条は、泉州南消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を改正するもので、16 ページをお開き願います、改正内容については、補償基礎額の条文に、給与を支給される職員の補償基礎額として、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例による規定を追加するものでございます。

第 8 条は、泉州南消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を改正するもので、改正内容については、報告事項の消防長が報告しなければならない職員の事項から、フルタイ



ム会計年度任用職員の事項を除くものでございます。

第9条は、泉州南消防組一般職の職員の退職手当に関する条例を改正するもので、改正内容については、退職手当の支給の条文に、退職手当を支給しない職員にパートタイム会計年度任用職員を追加し、勤続期間の計算の条文に、フルタイム会計年度任用職員は通算しない旨の規定を追加するものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものとしております。

また、第7条の規定による改正後の泉州南消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以降に発生した事故に起因する公務上の災害または通勤による災害に係る補償について適用すると規定しております。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南 良 徳君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南 良 徳君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南 良 徳君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第3号 泉州南消防組合会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南 良 徳君）挙手全員であります。

よって、議案第3号 泉州南消防組合会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、原案どおり可決されました。

---

議長（南 良 徳君）次に、日程第12、議案第4号 泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

大西消防長。

消防長（大 西 保君）それでは、議案第4号 泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書17ページをお開き願います。

また、議案書別冊で、改正条例の新旧対照表15ページから23ページも併せてご覧頂きますようお願い申し上げます。

第1条、泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するとして、第29条は勤勉手当に関する条文であり、昨年の人事院勧告に基づき、ボーナスを民間の支給割合に見合うよう、現行の4.45か月分から4.5か月分に変更するもので、令和元

年度につきましては12月支給分を0.05か月分加算するために改正するものでございます。

また、17ページから22ページに記載しております給料表は、同じく昨年の人事院勧告により、民間との格差を埋めるため、若年層の給料月額を平均として0.1%引き上げるもので、改定後の給料表でございます。

続きまして、22ページをご覧ください。

第2条、泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するおいてしまして、第17条は住居手当に関する条文であり、昨年の人事院勧告に基づき、民間における住居手当の支給状況等を踏まえ、支給対象となる家賃額の下限を現行の1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、手当の上限額を現行の2万7,000円から2万8,000円に引き上げる改正を行うものでございます。

第29条は勤勉手当に関する条文で、令和2年度以降につきましては、6月期及び12月期にそれぞれ0.025か月分を加算するための改正でございます。

続きまして、附則第1条おいてしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、令和2年4月1日から施行するものとしております。

また、第2項おいてしまして、第1条の給料表の改定については、平成31年4月1日から適用するものとしており、第3項として、勤勉手当の支給割合の改定については、令和元年12月1日から適用するものとしております。

附則第2条の規定は、改正前の現行条例で支給された給与は内払いとみなし、差額精算できるよう規定するものでございます。

附則第3条の規定は、住居手当の制度改正による激変緩和という趣旨から、改正後の住居手当額が2,000円を超える減額となる場合に限り、令和3年3月31日までの間、改正前の住居手当額から2,000円を減じた額を住居手当額とする経過措置を規定するものでございます。

説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南 良 徳君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南 良 徳君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南 良 徳君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第4号 泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南 良 徳君）挙手全員であります。

よって、議案第4号 泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決されました。

議長（南 良 徳君）次に、日程第13、議案第5号 令和2年度泉州南消防組合一般会計予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

大西消防長。

消防長（大 西 保君）それでは、議案第5号 令和2年度泉州南消防組合一般会計予算につきまして、泉州南消防組合予算及び予算説明書に基づきご説明させていただきます。

予算書1ページをお開き願います。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ39億2,424万7,000円と定めるものでございます。

第2条は債務負担行為で、4ページに記載のとおり、第2表債務負担行為、ネットワーク機器等借上料として限度額1億853万1,000円と定めるものでございます。

第3条は地方債で、5ページに記載のとおり、第3表地方債、消防施設整備事業費として限度額4,530万円といたしております。

なお、起債の方法、利率、借入先及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

第4条は一時借入金、第5条は歳出予算の流用について定めております。

それでは、説明の都合上、先に歳出からご説明させていただきます。

予算書14ページ、15ページをお開き願います。

14ページ、款 議会費、項 議会費、目 議会費343万9,000円は、議員報酬及び組合議会運営に係る経費でございます。

次に、同じく14ページ、款 消防費、項 消防費、目 常備消防費として35億1,883万1,000円を計上させていただいております。

主な事業といたしまして、15ページ中段、総務管理事業として6,987万7,000円を、次に、17ページ中段、人件費事業として32億2,323万2,000円を計上しております。

なお、17ページ最下段から、33ページまでの消防活動事業、救急救助活動事業、予防活動事業、庁舎管理事業、通信設備管理事業、車両管理事業の6事業につきましては、各課、各消防署ごとに予算を計上いたしております。

33ページをお開き願います。

最下段にあります緊急消防援助隊活動事業は、緊急消防援助隊の派遣要請があった場合、派遣隊が必要経費を持参できるよう平成31年度から予算計上させていただいております。なお、派遣要請があった場合の経費につきましては、国から補助金が交付されるため、歳入歳出同額の706万6,000円を計上しております。

続きまして、34ページ、35ページをお開き願います。

款 消防費、項 消防費、目 消防施設費として1億4,080万2,000円を計上させていただいております。

35ページ上段から、各課、各署ごとの消防機材整備事業を記載させていただいております。

次に、投資的事業を含め、主立った事業についてご説明申しあげます。

35ページ、下段をご覧ください。

消防車両購入事業、指揮司令課につきましては、指揮車の更新を行うものです。

37ページ、消防車両購入事業、泉佐野署につきましては、空港出張所の高規格救急車と泉佐

野署のポンプ車の更新を行うものです。

続きまして、その下段、消防車両整備事業、阪南署につきましては、阪南消防署南西分署に配備しております、はしご車のオーバーホールを実施するものでございます。

続きまして、その下段、消防庁舎改修事業、泉佐野署につきましては、泉佐野署の温水ヒーター等の改修工事費でございます。

続きまして、36ページの上から2段目、目 災害対策費257万2,000円は、原子力防災資機材等管理事業として主に原子力防災資機材の修繕や保守点検委託料に要する経費でございます。

次に、36ページの下段、款 公債費、項 公債費、目 元金2億4,584万5,000円は、平成25年度から平成30年度に係る借入分の元金償還でございます。

次に、その下段、目 利子1,175万8,000円は、平成25年度から令和元年度までの借入分の利子償還でございます。

以上で歳出に関する説明を終わらせていただき、引き続きまして歳入に移らせていただきます。

予算書10ページ、11ページにお戻り願います。

10ページの最上段、款 分担金及び負担金、項 負担金、目 消防費負担金は38億1,415万6,000円で、組合を構成する3市3町の負担金額につきましては、11ページ上段に記載のとおりでございます。

次に、2つ目の段、款 使用料及び手数料、項 使用料、目 消防使用料は、行政財産目的の外使用料といたしまして158万7,000円の収入を見込んでおります。

次に、3つ目の段、款 使用料及び手数料、項 手数料、目 消防手数料1,045万5,000円は、消防法や保安3法など関係法令の適用を受ける施設の許認可事務に係る許可・検査手数料及び各種証明手数料でございます。

次に、4つ目の段、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 消防費国庫補助金2,412万2,000円は、高規格救急車とポンプ車の購入に伴う緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

次に、5つ目の段、款 府支出金、項 府補助金、目 消防費府補助金257万2,000円は、原子力防災活動資機材維持管理費補助金でございます。

次に、最下段でございますが、款 諸収入、項 雑入、目 雑入2,605万5,000円は、11ページに記載のとおり、高速自動車国道救急業務支弁金及び歳出で説明させていただきました緊急消防援助隊活動事業に係る消防広域応援交付金でございます。

続きまして、予算書12ページ、13ページをお開き願います。

2つ目の段、款 組合債、項 組合債、目 組合債4,530万円は、消防施設整備事業債でございます。

最後に、予算書40ページから47ページにかけて給与費明細書、予算書48ページには地方債に関する調書を添付いたしております。

令和2年度予算についての説明は以上のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南 良 徳君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

小川議員。

議員（小 川 雄 司君）Net119のところ、29ページ、消防組合議会で、昨年、奈良県広域消

防本部に視察した折に、Net119のありのままの指令室とか見させていただきました。本消防組合議会としても、Net119緊急通報システム整備事業が委託されるということで78万円出ているということは、弱者救済にとっては非常にありがたいことだと考えております。

この立ち上げの経緯等について、ご説明、ご報告頂きたいと思います。いかがでしょうか。  
議長（南 良 徳君）松浦指揮司令課長。

指揮司令課長（松 浦 治 人君）Net119緊急通報システム整備業務委託についてご説明させていただきます。

Net119緊急通報システムは、GPS機能付携帯端末を利用した緊急通報装置で、音声による通報が困難な聴覚、言語に障害のある方が円滑に消防に通報できるシステムです。

通報は表示画面に出る順番立ったボタン操作で完結でき、同時にGPS機能で位置情報も送信できます。このシステムにつきましては消防指令センター構築時にも検討を行いました。技術面の課題、導入費用、月額利用料が高額で、年間の通報件数から費用対効果も低いと判断し、メール119番受信装置、ファクス受信装置のみ整備したところです。

今回、技術面の進歩により性能がアップしたこと、導入月額費用が構築時より大幅に安価になったこと、国のほうでも導入を推進している等を踏まえ、令和2年度に導入するものです。

以上でございます。

議長（南 良 徳君）小川議員。

議員（小 川 雄 司君）ホームページで当消防組合議会のところを見ておりましたら、研究利用についてというのが2つ出てまいりました。

「ORION導入による救急活動の質の改善効果の検証に係る後ろ向き研究のための救急搬送情報の研究利用について」ということで、これは、昨今、救急搬送事案において受入れ医療機関の選定が困難な事案が全国各地で発生し、社会問題化したことを背景に消防法が改正され、地域における現状の医療資源を前提に消防機関と医療機関の連携体制を強化し、受入れ医療機関の選定困難事案の発生をなくすとともに、医学的観点から、質の高い傷病者の状況等に応じた適切な搬送及び受入れ体制を構築するルール、以下云々ということがあって、これについて、今、当消防組合でも実施されておりますけれども、実施基準を、これをシステム化したスマートフォンアプリケーションを活用して緊急活動をされていると思います。これについて妥当性を検証するということが、2020年度、令和2年度において行われようとしておると思うんですが、ご承知おきのところをご報告頂きたいと思います。

それともう一つが、これは「大阪府泉州南部地域における小児の病院前救護体制の現状把握及び課題抽出のための救急搬送情報の研究利用について」ということで、これは、泉州地域ではご承知のように、平成10年より地域の医療機関の調整の下、小児救急診療に係る輪番体制を敷いております。平成26年12月に策定された泉州医療圏における傷病者の搬送及び受入れの実施基準において、この輪番体制に参画医療機関が重症小児科対応医療機関として位置づけられておって、現在7病院、徳洲会、和泉市民センター、泉大津市立病院、岸和田市民病院、貝塚病院、阪南市民病院、りんくう総合医療センター、こうなっておりますけれども、小児の救急事案は搬送時間が延長する可能性があるということで、その実情定かではないということで、当消防組合の過去の5年間の救急搬送実績から分析を行うとあります。極めてこの研究は有意義なものだと私は思います。これも令和2年に行われるものだと思いますけれども、ご承知おきのところをご報告頂きたいと思います。これは警備課になるのでしょうか、お願いい

たします。

議長（南 良 徳君）山出谷警備課長。

警備課長（山出谷 浩 志君）それでは、お答えさせていただきます。

2点の事例をご紹介します。

まず1点目、ORION導入による救急活動の質の改善効果ということで、これの目的につきましては、今述べていただいたとおり、ORIONというスマートフォンのアプリを利用した病院選定のシステムでございます。これは大阪全域で実施されているシステムで、簡単に言いますと、患者さんの状態を入力することによりまして最寄りの最適な病院に搬送するシステムでございます。これが導入後約10年弱たっておりますが、このシステム自体がどのような形で推移しているかというのを検証したものがこれでございます。

結論的に簡単に言いますと、救急現場でどうしても救急隊はスマートフォンのアプリを入力するという操作が必要になってくるので、傷病者宅等での滞在時間というのは長くなります。ところが、逆に病院選定については、そのシステムを使うことによりまして直近の最寄りの適切な病院に搬送できるということで、逆に搬送時間は短くなっているという内容となっております。ということで、結論的には全体的に搬送時間は短くなっておりますが、今後の課題として、救急隊員が操作するスマートフォンのアプリの操作改善ができれば、もっともっと救急搬送する時間が短縮できるものという検証になっております。

続きまして2点目、大阪府泉州南部地域における小児救急なんです、小児救急といいますが、一応内因性と外因性がございまして、先ほど述べていただいた7病院で輪番を敷いておりますが、どうしても泉州南からいいますと北のほうの病院となっております。ということで搬送時間は今後の課題で継続して検討していかなければならない。

また、外因性につきましては、確かに輪番制でございますが、この辺りには3次救命もございまして、その辺りを活用して、内因性、外因性に応じて、それぞれの小児救急に対応しているところが今の検討結果でございます。

以上でございます。

議長（南 良 徳君）小川議員。

議員（小 川 雄 司君）すみません。去年の決算議会で当組合が策定されました戦略プロジェクトについてお示し頂きまして、私、ホームページにアップしていただきたいというふうに申しあげたところ、ホームページにアップされております。そこを改めて見ますと、この単年度がどういう年に当たるのかということで見ますところ、消防の事務を処理する一部事務組合広域連合における長寿命化計画の策定依頼等が、平成29年、消防庁からありまして、31年度中、本年度中に庁舎の現状について調査を行い、その結果、今後の消防組合管内における人口動態を踏まえて、庁舎の長寿命化や修繕、より消防力の効果的な配置を目指した建替え検討を行い、32年度中、令和2年度中に専門的な意見を交えた個別施設計画をつくるという、それに基づいて、33年度、2021年度には、個別施設計画及び泉州南消防組合常備消防力適正配置報告書を基に、消防庁舎の移転及び建替えについても計画を策定するとありますけれども、これは予算に、数字から隠れたところでありましてなかなか見込めないんですが、そういったことは予算上にどういうふうに表示して、また、今、戦略プロジェクトにあるこういう課題は、2020年度、令和2年でどういうふうに進められようとしているのかお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

議長（南 良 徳君）森本管理課長。

管理課長（森本 弘 昭君）それでは、さきの経営プランの削減についてでございますが、来年度予算におきましては、昨年1月に策定済みの経営プランに示す項目におきまして、削減効果見込額が達成できない、なかなかできないものもあるんですが、トータル的には削減見込額を反映した予算額となっております。

また、既に今年度から、通勤手当、また救急救命士の救急出動手当、コピー機の見直し等も実施しておりまして、今年度決算におきましても、ほぼ削減見込額が達成できる見込みでございます。

ただ、さらに経費の削減が図れますよう検討してまいります。

以上です。

議長（南 良 徳君）南川総務課長。

総務課長（南川 智 春君）続きまして、私のほうからは将来にわたる計画についてのお話をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、現在、泉州南消防組合の第1次将来構想計画を計画中でございます。これにつきましては、今年度において成案とする予定で現在進めてございます。

続きまして、それにひもづく様々な課題、計画がございますが、これにつきましては、それぞれの計画を個別に立てていきますと、当然、整合性が取れなくなりますので、将来構想計画が成立し次第、順次進めていく予定になってございますが、特に消防力の適正配置というところで、それぞれの消防署所をどこに設置するであるとか、どういった消防力を持つのが適正であるのかというようなところを軸にいたしまして、施設の計画や人員の整備といったところの計画になろうかと思っております。

以上でございます。

議長（南 良 徳君）ほかにはございせんか。

奥野議員。

議長（奥野 学君）2点について確認させていただきたいと思っております。

予算書の11ページの消防費負担金でございますが、来年度は1,767万円の増額ということになっております。3年かけて段階的に見直されるということをお聞きしておりますが、改めて、来年度、3市3町がどういう増減額かお教え頂きたいというふうに思っております。

それと、もう一点、予算書15ページの12、委託料、弁護士委託料100万円となっておりますが、この内容をお教え頂きたいと思っております。

以上です。

議長（南 良 徳君）森本管理課長。

管理課長（森本 弘 昭君）それでは、負担金の件についてご説明させていただきます。

4月からの新負担割合におきましては、各議会様におきまして、12月、可決を頂いておりますが、その反映した予算額となっております。パーセントで申し上げます。現在の泉佐野市様が29.1828が30.1367%、泉南市様が22.5724が22.1757%、阪南市様が18.3947が18.2027%、熊取町様が13.6204が13.9227%、田尻町様が7.1693が6.7620%、岬町様が9.0604が8.8002%となっております。ただ、先ほど申しあげましたパーセントにつきましては、元の総額の予算額によりまして、また、基準財政需要額、消防需要額によりまして、毎年度、若干変わりますので、来年度につきましてはそのようになっております。

以上です。

議長（南 良 徳君）南川総務課長。

総務課長（南 川 智 春君）続きます、私のほうからは、総務管理事業、12、委託料の弁護士委託料についてご説明させていただきます。

これにつきましては、当消防組合における訴訟の対応のほかに、日々の業務の中においても法律の相談をさせていただいているというところでの委託料でございます。これにつきましては、毎月の委託料と訴訟の起こった場合の訴訟料を枠として取らせていただきまして、100万円を計上させていただいております。

以上でございます。

議長（南 良 徳君）奥野議員。

議長（奥 野 学君）ありがとうございます。

パーセントで言っていたのですけれども、改めて、増額になっているところはどちらの市町なのか具体的にお願いしたいと思います。

それと、先ほどの弁護士委託料ですが、顧問料というふうに理解すればよろしいのでしょうか。お願いします。

議長（南 良 徳君）森本管理課長。

管理課長（森 本 弘 昭君）それでは、増額になっておる市町様についてご説明させていただきます。

泉佐野市様におかれましては、今年度より、4,168万7,000円の増額、熊取町様にありましては1,394万1,000円の増額となっております。

以上です。

議長（南 良 徳君）南川総務課長。

総務課長（南 川 智 春君）私のほうからは、弁護士委託料、顧問料ですかというところのお答えですけれども、そのとおりでございます。顧問料といたしまして、毎月3万2,400円、こちらをお支払いさせていただいております。顧問弁護士といいますのは、大阪市内にあります高階&パートナーズ法律事務所に顧問をしていただいておりますという状況でございます。

以上でございます。

議長（南 良 徳君）ほかにもございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南 良 徳君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南 良 徳君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第5号 令和2年度泉州南消防組合一般会計予算については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南 良 徳君）挙手全員であります。

よって、議案第5号 令和2年度泉州南消防組合一般会計予算については、原案どおり可決されました。



---

議長（南 良 徳君）次に、日程第14、議員発議第3号 議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

この場合、泉州南消防組合議会運営委員会条例第3条第1項の規定により、委員を私より指名いたします。

内容を事務局より報告させます。

北谷書記長。

書記長（北 谷 守君）議会運営委員会委員に、大和屋 貴 彦議員、堀 口 和 弘議員、中谷 清 豪議員、河 合 弘 樹議員、射 場 隆 裕議員、奥 野 学議員。

以上の6名の方々でございます。

議長（南 良 徳君）お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり、議会運営委員会の委員については、私より指名いたしましたとおり、それぞれ選任することに異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南 良 徳君）異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、ただいま指名のとおり選任することに決定いたしました。

---

議長（南 良 徳君）以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

ただいまをもって、令和2年泉州南消防組合議会第1回定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉会（午前11時09分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 西 野 辰 也

議 長 南 良 徳

副 議 長 二 見 裕 子

5 番 議 員 奥 野 学

9 番 議 員 大 和 屋 貴 彦